



## 2021年度 JSC助成金 パドルテニス指導者養成事業 実施要項

一般社団法人日本パドルテニス協会  
担当責任者 永盛雅人

### I. 事業概要

#### 1. 事業名 パドルテニス公認指導者養成事業

#### 2. 事業主旨

この事業の実施目的は、一般社団法人日本パドルテニス協会(以下NPTAという)の会員団体もしくは会員団体に登録するクラブが開催するパドルテニス体験会および教室ならびに指導者研修会の内容がより充実したものとなるよう、その中心的存在となる指導者を養成するとともに、現在すでに活動している指導者についても、パドルテニス指導者としての心得・知識・技術を共有し、そのクオリティーをさらに向上させることにある。

なお、担当講師については、中央団体からの講師派遣にこだわることなく、共催団体内の指導資格取得者を積極的にアシスタント講師として登用し、本事業の受講者および受検者の中から、本事業の講師ならびに資格認定検定員を務めることができる人材を育成する。

#### 3. 主催 一般社団法人日本パドルテニス協会

#### 4. 共催 下記の NPTA 会員団体

- 1)正会員(都道府県パドルテニス協会)
- 2)準会員(市区町村パドルテニス協会)
- 3)クラブ会員
- 4)NPTA が認めた団体

#### 5. 実施期間 2021年5月1日~2022年3月6日

#### 6. 担当予定講師

永盛雅人(NPTA 公認プロコーチ・公認資格検定員)、  
NPTA 公認指導者、他 NPTA が講師として認めた者。

#### 7. 助成金額 913,000 円

#### 8. 基本実施条件

- ① 受講対象者は、原則として実施日年度における NPTA 登録者であることを条件とする。
- ② 本事業の講習会は、原則として実技講習 2 時間以上、講義 1 時間以上の構成により 30 分単位で設定し、一日あたり 7 時間を超過しないようにする。
- ③ 資格認定検定会の講義時間は、1.5 時間以上とする。
- ④ 内容については、当該地域の普及や指導者レベルの現状により、共催団体の要望を第一とするものの、指導者養成とは一切結び付かない一般ユーザーのみを対象としたパドルテニス教室は原則として本事業の対象外とする。

なお、同一共催団体が同年度内において、複数回もしくは複数日数の開催をする場合は、募集対象を明確にすることにより、開催効果が最大になるようスケジュールリングする。

- ⑤ 公認資格検定料は 2,000 円とする。ただし、指導者養成講習会与検定会を同時開催する場合は、上限 1,000 円を超えない範囲で講習会同時受講割引を認める。
- ⑥ 公認資格検定会を除く本事業の講習会の受講料については、共催団体の置かれている環境や団体運営上の違いを考慮し、本年度より共催団体の裁量とする。ただし、この決定にあたっては、本事業が採算上赤字とならないようにしなければならない(下記、Ⅱ. 業務分掌と基本配分-4. 経費負担配分参照)。
- ⑦ NPTA 登録者以外の受講を認める場合は、原則として受講料に 1,200 円を加算するものとする。
- ⑧ 募集においては、開催都道府県および市区町村にとどまらず、できるだけ隣接地域にも行う。
- ⑨ 主催団体と共催団体間の会計処理に当たっては、必ず金融機関を利用するものとする。
- ⑩ 実施現場でのスポーツくじロゴ幕(NPTA所有)掲示、募集要項等の印刷物やホームページコンテンツ作成などハスポーツくじロゴマークを掲載する。
- ⑪ 新型コロナウイルス感染拡大予防対策に最善を尽くすこと。本事業の講習会・検定会の開催にあたっては、2020 年5月 29 日に発出した「新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を順守すること。本事業講習会・検定会の開催中は、実技講習といえども原則として講師およびスタッフを含め参加者全員のマスク着用を義務とする。

## Ⅱ. 業務分掌と基本配分

### 1. 業務分掌

#### ① NPTA

指導者養成講習会および資格認定検定会の内容および担当講師の決定、助成金事業会計。

#### ② 共催団体

上記 NPTA 分掌業務以外の開催に関わる実務全般。

### 2. 助成対象経費科目と上限額

(本事業におけるJSC助成金額は、下記①～⑦の科目の 80%)。

#### ① 担当講師料および運営担当料(謝金)

- ・講義(テキスト等使用した場合) 12,000 円(講義 1H あたり、1 日上限 24,000 円)
- ・実技指導担当者 10,000 円(2H 以上/1 日)
- ・実技指導・検定会アシスタント 5,000 円(2H 未満の場合)
- ・現地運営担当者 1,200 円(1H あたり、2H 以上を条件)

\* NPTA 役員に対する謝金支給についても認める(理事会承認事項)。

\* 助成金上限額を超える支給については、NPTA 諸謝金規程に準ずるものとする。

#### ② 講師旅費交通費

- ・支給条件 ア 出発地と同一市町村を除いて片道 20km 以上であること。
- イ 居住地～用務地間の最寄駅・バス停を起点・終点として算出するが、バス利用については 1km 未満間については支給しない。

#### ・鉄道費 (次のア～オの合計額)

- ア 旅客運賃
- イ 普通急行運賃(当該列車乗車区間が片道 50km 以上の場合)
- ウ 特別急行列車料金(当該列車乗車区間が片道 60km 以上の場合)
- エ 新幹線特別急行列車料金(当該列車乗車区間が片道 100km 以上の場合)
- オ 座席指定料金(当該列車乗車区間が片道 60km 以上の場合)

#### ・航空機 最下位の級の旅客運賃

#### ・船賃 (次のア・イの合計額)

- ア 旅客運賃 運賃の等級が 3 階級の船舶は、中級の運賃。
- イ 旅客運賃 運賃の等級が 2 階級の船舶は、下級の運賃。

- ・車賃 原則として、公共交通機関運賃を適用するが、公共交通機関による移動が困難な場合もしくは車輛を使用することにより運搬費等が減額できる等、正当性が認められる場合のみ自家用車・レンタカー・タクシー等の利用を認めるものとする。なお、自家用車使用については、36 円/1km(1 位切上・有料道路料金含む)で支給する。

③ 宿泊費

- ・1 泊につき上限 12,000 円。

宿泊の必要性についての条件は、当該事業のために午前8時に出発しても開始に間に合わない場合には前泊を許可し、事業終了後、午後8時の帰着に間に合わない場合には当日泊を許可するものとする。

④ 施設賃料

- ・本事業の会場として使用する体育館や諸室等の利用料実費。原則として当日設営・撤収。

⑤ 備品運搬費

- ・共催団体が用意できないボール・ネットセット・キャスター・名札ケース等の備品、および講義用テキスト・検定問題ならびに採点用紙等の送料実費。

⑥ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策経費

(助成対象経費の合計額に 10%を乗じた額を上限とする)

- ・共催団体が必要とした場合は、担当講師のウイルス感染検査費用。
- ・受付・実技コート用等、当日の運営に必要な消毒用アルコール代。
- ・マスクについては原則として講師・担当者・受講者を問わず個人負担とする。

⑦ 振込手数料

- ・NPTAが実行する振込支払い(共催団体立替払い分経費および各担当者謝金・宿泊旅費等)に係る振込手数料(共催団体による振込手数料は対象外)

3. 収益配分

- ① NPTA JSC 助成金全額。
- ② 共催団体 受講料および検定料全額。

4. 経費負担配分

① NPTA

- ・Ⅱ-2 に定める助成金対象科目の支給限度内担当者謝金、旅費交通費、宿泊費、施設賃料、備品等送料、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策経費、振込手数料の助成金対象経費の 80%。
- ・NPTA が承認した講師の助成金限度額を超える謝金の 50%。
- ・講義用テキスト・資格検定会用紙代。

② 共催団体

- ・Ⅱ-2 に定める助成金対象科目の支給限度内担当者謝金、旅費交通費、宿泊費、施設賃料、備品等送料、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策経費、振込手数料の助成金対象経費の 20% に NPTA が承認した講師の助成金限度額を超える謝金額の 50%を加算した金額 = 共催団体基本負担金。
- ・差益調整金 = 共催団体の収支差額がプラスとなった場合に、NPTA 収支マイナス分を補填するための拠出金。ただし、受講人数不足により、共催団体収支がマイナスとなった場合は不要とする。
- ・開催に必要な事務消耗品費等。
- ・傷害保険料(任意)。
- ・講師および運営担当者昼食代(実施時間により昼食休憩が必要と判断できる場合)。

③ 講師および担当者本人

- ・Ⅱ-2 に定める限度額を超過する旅費交通費および宿泊費。

5. その他

本要項に定められていない要件については、その都度協議のうえ決定する。

### Ⅲ. 開催手順(実行委員会の役目)

#### 1. 実行委員会の組織と実施担当者の決定

共催団体は、NPTAと調整のうえ、実行委員会を組織し現地運営担当者を決定する。  
なお、共催団体が正会員の傘下団体である場合は、正会員の開催承認を得ることとする。

#### 2. 実施の決定

- ① 実行委員会は、NPTAから「試算表兼申込書」を取り寄せ、NPTAと調整のうえ、実施細目を決定する。
- ② 実行委員会は、NPTAへ「試算表兼申込書」を提出し、開催を正式に申し込む。
- ③ 実行委員会は、実施細目決定後、開催要項および募集チラシを作成し、受付準備を整える。

#### 3. 担当講師・検定員(アシスタント・実技検定会補助員含む)の決定と提出書類の保管

- ① NPTAとの協議のうえ、アシスタント講師・検定員を決定する。
- ② 現地運営担当者とアシスタント講師に「承諾書」を提出してもらい、開催日当日に NPTA 担当者に提出する。
- ③ 検定会を実施する場合は、受検者に「検定会申込書兼登録書」を提出してもらい、検定会当日に NPTA 担当者に提出する。

#### 4. 受講者名簿と報告

実行委員会は、受付締切(受付締切日は遅くとも実施日1週間前とする)後、ただちにNPTAに受講者名簿を送信する。

#### 5. 実行委員会の備品準備

- ① 参加者用名札:市販のラベルシール(A4 版 10 片)の活用可。
- ② 講義用のホワイトボードもしくは黒板。
- ③ ボールキャスターもしくはボール出し用カゴと台、1コートあたりボール 60 球以上(NPTA より無料貸出可)、空カゴ 1 個。
- ④ 検定会実施の場合は、検定員人数分の A4 バインダー。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、手指消毒用アルコール(1 本/使用コート)。

#### 6. 受講料および受検料等の管理

講習会受講料および検定会受検料については、精算まで実行委員会が管理する。

#### 7. 検定会の採点および結果報告

検定会実施の場合、検定会の採点および結果報告はNPTAが担当し、実行委員会および受検者個人に通知する。資格認定料は受検者個人が納入する。

#### 8. 精算

- ① 施設使用料や新型コロナウイルス感染症拡大防止対策備品購入等の経費について、実行委員会(=共催団体)が立替払いを行った場合は、NPTA宛に請求書(領収書のコピーの添付要)を発行し、NPTAは直ちに振り込む。
- ② NPTAは、共催団体立替経費振込後、速やかに事業精算書を共催団体に送信(送付)し、確認を得る。
- ③ NPTAは、源泉徴収のうえ各担当者へ謝金等を振り込み、支払明細書を送付。
- ④ NPTAは、精算請求書を共催団体宛発行し、共催団体がNPTAの指定口座に精算振込を行い事業終了。

以上